

2月定例会議の開会にあたりまして、新しい年度に向けた県政運営方針について申し述べますとともに、本日提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

ご承知のとおり、平成27年は、先の大戦が終結して70年目という節目の年でございます。

ここに改めて、謹んで尊いお命を奪われ、なくされた方々の御霊に哀悼の尊を捧げます。

先般、東近江市の「平和祈念館」を訪れる機会がございましたが、出征された方やそのご遺族の方々からお寄せいただきました貴重な資料の一つひとつからは、深い傷跡が偲ばれ、また、戦地の父親から子どもに宛てたお手紙には、家族に対する深い愛情が綴られておりました。

こうした展示資料を見ておりますと、今を生きる私たちが享受しております平和と繁栄は、如何に多くの犠牲の上に成り立っているものであるかを感じさせられますとともに、70年という時が経過し、戦後生まれの人口が8割を占めます今、この悲惨を極めました戦争の記憶を風化させることなく、次の時代を切り拓く若い世代へと語り継いでいかなければならないと考えさせられたところでございます。

また、本年は、阪神・淡路大震災の発災から、20年目という節目の年でもございます。

発災後、私はJRの駅員として、新長田駅と神戸駅におきまして支援業務にも従事いたしました。その際、倒壊した多くの建物や悲しみにくれた住民の方々を目の当たりにしたところであります。

本県は、これまで災害が少ない県であると言われてきましたが、一昨年には台風18号により大きな被害を受けました。また、県内には、琵琶湖西岸断層帯をはじめとする多数の活断層が存在し、いつ、どこでも大規模な地震が発生する恐れがあるとともに、南海トラフ巨大地震の影響も危惧されるところであります。

阪神・淡路大震災から20年という節目に、「県民の生命と財産を守る」という県に課された最も重要な使命を意識しながら、防災・減災対策にしっかりと

取り組むという決意を新たにしたところでございます。

さて、こうした節目の年を迎える中において、本県は、まさに不可避で未曾有の歴史的な課題への対応を迫られております。

一つは、人口減少社会を見据えて、如何に豊かな滋賀を創造していくのかということでもあります。

本県の人口は、昭和41年以降増加の一途を辿り、平成20年には140万人に到達したところであり、これまで全国でも数少ない人口増加県であると言われてきましたが、昨年10月1日現在の推計人口では、前年同月比で昭和41年以来48年ぶりの減少となり、本県においても、いよいよ本格的な人口減少局面に入ったと考えられます。

人口減少社会では、生産力や消費の減少による経済活力の低下、社会保障費の増大、介護・医療従事者の不足など、様々な問題が顕在化することが危惧されるほか、これまで地域で大切に守り継がれてきた伝統行事や文化などが失われることも懸念されます。

これらの課題を克服するためには、地域の魅力や活力を高め、人口減少にできるだけ歯止めをかけていくことは当然のことといたしまして、人口減少・超高齢社会を不可避の課題として捉え、持続可能な滋賀をつくっていくことや、それに加え、環境負荷の軽減、狭小であった居住空間の拡大など、人口急増時代に失われてきたものを取り戻すといった前向きな視点を見出していくことも大切であると考えております。

既に、全庁的な組織といたしまして「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」を設置し、議論を進めておりますが、昨年末に閣議決定された、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」を受けまして、本県においても、今年秋頃には、滋賀県人口ビジョンと総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

策定にあたりましては、「地域を支え合う多彩な人」、「未来を創造する技術やノウハウ」、「誇りを高める歴史・文化」、「恵みをもたらす豊かな自然」など滋賀の強みを活かしながら、地域の実情や課題を踏まえた滋賀らしい総合戦略にまいります。

今後、国の動きにもしっかりと呼応しながら、県独自で大学生の就職意向調査など各種調査を実施するとともに、県・市町人口問題研究会などを通して、市町とも緊密に連携してまいりたいと考えております。

併せて、現場に足を運びながら県民の皆様や様々な分野の関係団体の皆様と意見交換を行い、対話と共感・協働の姿勢のもと、この歴史的な課題の解決に向けて、積極的に対処していかねばならないものと考えております。

さらに、総合戦略の策定作業と並行いたしまして、国の補正予算において創設されました「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」やまち・ひと・しごと創生関連予算の活用も行いながら、今できることから、しっかりと滋賀の創生に向け、取り組んでまいります。

県民の皆様と危機感を共有しつつも、決して悲観に陥ることなく、持続可能で夢や希望に満ちた豊かさを実感できる社会の実現を目指してまいり所存でございます。

今ひとつの課題は、エネルギーを巡る社会情勢の変化に対応して、どのように、新たなエネルギー社会を実現していくのかという課題であります。

東日本大震災に伴います東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲にわたり放射性物質を拡散し、多くの住民の日常生活を奪うものであり、国民の原子力発電に対する不安を高めるものでありました。

エネルギー供給の現状を見ますと、国内の原子力発電所は停止状態にあり、火力発電の割合が約9割まで上昇する一方、水力発電を除きます、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの割合は2%程度に留まっており、エネルギー供給体制に関して、電力需給のひっ迫や化石燃料への依存度の高まりといった様々な課題が浮き彫りとなっております。

また、国においては、昨年4月に閣議決定されました「第4次エネルギー基本計画」に基づき、先月30日から、国の有識者会議において、原子力発電や再生可能エネルギーなど将来の電源構成、いわゆる「エネルギーミックス」を決める議論が開始されたところでございます。

こうした中、本県では、平成25年3月に策定した「滋賀県再生可能エネル

ギー振興戦略プラン」に基づき、その基本理念に掲げる「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造に向けた取組を進めているところでございます。

こうした取組により、事業用太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電設備の「量的拡大」は一定進んできておりますが、今後、地域における取組の推進や木質バイオマスをはじめとする熱エネルギーの利活用などは、いわば「質的な向上」といった面にも重点を置き、地域主導によるエネルギーシフトに向けて取組を加速させる必要があると考えております。

今定例会議に提出しております、「滋賀県基本構想案」や「滋賀県産業振興ビジョン案」においてお示ししているとおり、原子力発電に依存しない「新しいエネルギー社会の実現」が求められている中、平成27年度には、エネルギーに関する事項を知事直轄組織で一元的に対応するとともに、再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興などにさらに力を入れて取り組み、着実にその歩みを進めてまいり所存であります。

それでは、以下、具体の説明に入らせていただきます。

まず、平成27年度の当初予算案についてでございます。

平成27年度の地方財政計画におきましては、道府県税については、対前年度比16.2%の増と見込まれる一方、地方交付税については、対前年度比0.8%の減とされたことなどにより、これらを含む地方一般財源の総額は、対前年度比2.0%増の61兆5,485億円とされたところであります。

本県におきましては、地方消費税の税率引き上げによる影響が平年度化することなどにより県税収入が増加すると見込む一方で、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、地方財政計画と同様に、前年度に比べ減少するものと見込んでいるところでございます。

この結果、平成27年度の一般会計当初予算案の総額は、5,385億5,000万円となり、前年度に比べ、金額にして232億4,000万円、率にして4.5%の増となりました。

財政健全化に向けた取組といたしましては、プライマリーバランスについて、平成26年度に引き続き黒字を確保いたしますとともに、臨時財政対策債を除

きます県債残高についても6年連続で減少する見込みとなるなど、7つの重点テーマに沿った施策の推進に必要となります経費を確保しつつ、財政規律にも一定配慮した予算案になったものと考えているところでございます。

次に、主な歳入について申し上げます。

まず、県税についてでございますが、総額は1,520億円で、前年度に比べ109億円、率にして7.7%の増となっております。

このうち、地方消費税につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成26年4月に税率が引き上げられた影響が平年度化することによりまして、86億9,340万円、率にして70.9%の増収を見込んでいるところでございます。

また、法人二税につきましては、前年度に引き続き円安基調の影響により、スマートフォンや自動車部品関連などの製造業が好調に推移するものの、円安による原材料費の上昇の影響などにより、企業収益全体としては慎重さが見られるところでございますが、平成26年度税制改正による税率改正の影響を加味いたしますと、前年度に比べ29億6,610万円、率にして7.9%の増収を見込んでいるところでございます。

地方交付税につきましては、地方財政計画の状況や本県における精算額等を反映しました結果、前年度に比べ20億円、率にして1.7%の減となります1,140億円を計上しているところでございます。

なお、県債につきましては、前年度に比べ10億70万円減の798億870万円を計上しておりますが、これは、高等学校の再編対策に伴う施設整備や学習船建造事業などを推進することに加え、財源対策的な県債の発行を行う一方、地方財政計画の状況等を踏まえ、臨時財政対策債の発行を減じたことによるものでございます。

それでは、以下、平成27年度当初予算案に計上いたしました主な施策につきまして、ご説明申し上げます。

今回の予算編成にあたりましては、「新しい豊かさ」を追求するため、三つの視点を重視して、新たな基本構想において重点政策として掲げます7つのテー

マに沿った施策を盛り込むことといたしました。

一つ目は、「すべての人々に居場所と出番」、すなわち「人と人、人と自然の共生社会の実現」という視点でございます。

この視点のもと、3つの重点テーマに沿った施策を展開することとしており、まず重点テーマ「子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現」につきましては、「子どもの「たくましく生きる力」を育む教育の推進」を図るための施策といたしまして、夢と生きる力を育む重要な要素であります「学ぶ力」の向上を目指して、小学校において、低学年では学ぶ姿勢、学習規範などを身につけさせるとともに、中学年以上では評価問題の実施により各学年で身につけておくべき力の定着を図ってまいります。

併せて、放課後等を活用し、自主的な学習習慣の定着や運動遊び等の実施による学習習慣、生活習慣の育成を図るとともに、家庭学習の充実につなげていくなど、学ぶ力を向上させるための取組を市町教育委員会と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

また、障害のある子ども・障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの早期構築が求められている中、障害のある子どもとその保護者が、自分の住んでいる地域の小中学校への就学を選択していただけるよう、「地域の学校で一緒に学ぶことのできる」学校づくりを支援してまいります。

障害の有無を超え、共に学ぶことを続ける中で、障害のある子どもには学習意欲の向上を、障害のない子どもには、多様性を受け入れる価値観の醸成を図ってまいりたいと考えております。

さらに、教員が子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導の充実を図るため、平成27年度からは、複数指導や少人数指導との選択ができるとした上で、少人数学級編制を小学校全学年に拡大し、小中学校すべての学年で35人学級編制を実施することができるよう教員の配置を行うこととしております。

小中学校全学年における35人学級編制の実施により、一人ひとりの子どもに教員をはじめ多くの方の目と心が振り向けられることで、きめ細かな指導の推進や、充実した学びにつなげてまいりたいと考えております。

次に、「子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援」に関する施策といたしましては、少子化が進行する中、子育てに対する不安感や負担感を解消するため、多様なニーズにきめ細かく対応する、生まれる前からの切れ目のない子育て・子育て支援の充実が求められております。

そうした中で、保険が適用されず高額な治療費を要します男性の不妊治療に対する支援制度を創設いたしますほか、全ての子育て家庭を対象に市町が実施しております、子育て中の親子が交流する場を提供するための地域子育て支援拠点事業や身近な場所で子育てに関する様々な情報提供、相談・助言を行う事業などについて支援してまいります。

また、女性の労働力率は30歳代の子育て期に大きく落ち込む一方、多くの女性が働くことを希望されております。併せて、若年者についても早期離職率が増加し、正規就業率が減少している中、女性や若者が自らの能力を最大限に発揮できる活力ある社会づくりが求められております。

このため、「若者や女性が働き、活躍できる社会づくり」に向けた施策といたしまして、大都市圏の大学生をはじめとする若年求職者と県内中小企業の出会いの場としての企業説明会を開催いたします。

併せて、国の「日本再興戦略」において、女性のさらなる活躍促進が掲げられる中、本県におきましても、女性の活躍の場の拡大を図るため、部局横断的に取り組んでおります「CARAT（カラット）滋賀・女性・元気プロジェクト」を一層充実させ、進路選択から、就職や結婚・子育て、さらには継続就労、創業、キャリアアップなど、女性のライフステージに応じた、切れ目のないきめ細かな支援を行ってまいります。

また、こうした女性の活躍推進に関する取組をより積極的に進めるため、これにかかる分掌事務を、働くことを軸に経済界との関わりが深く、雇用分野を所管いたします商工観光労働部に移管したいと考えております。

次に、重点テーマ「すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現」におきましては、まず、「健康寿命を延ばすための予防を重視した健康づくりの推進」を図るための施策についてであります。平均寿命は男女とも全国平均を上回っているものの、女性の健康寿命については全国平均を下回っているほか、男性の肥満者が多いといった県民の健康問題への

対応が求められております。

個人の健康は社会環境に大きく影響されますことから、県民の健康づくりを支援する民間団体や企業等の積極的な参加協力を得て、県民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備してまいるとともに、食生活を健康づくりの優先課題とし、特に働き盛り世代を対象に生活習慣の改善を促すことにより、健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、「地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進」を図るための施策についてであります。団塊の世代が75歳を超える2025年を見据えて、住み慣れた地域で家族とともに暮らし続け、自宅で最期を迎えることができる環境の整備が急務となっております。

そのため、地域で在宅療養を支える医師、訪問看護師、ケアマネジャーなど多職種を対象とした「医療・介護連携拠点セミナー」を開催し、「顔の見える」関係づくりを進めますほか、医師会が市町と連携して実施する在宅療養されている方々への情報提供や住民啓発、人材育成、多職種協働といった取組を支援してまいります。

さらに、近年問題となっております若年認知症についてであります。働き盛りで発症しますと、社会的・家族的にも大きな影響を及ぼすものであり、本人と家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて、初期段階の支援から介護サービスの利用まで切れ目のない支援を行っていく必要がございます。

本県における若年認知症に対する取組は、全国的にも非常に先駆的で評価されているところであります。今後は総合相談支援体制の構築や若年認知症のケア等に携わる人材の育成を拡充するとともに、地域における若年認知症の方の居場所の創出を支援してまいります。

また、「高齢者や障害者をはじめ、誰もが働き、活躍できる社会づくり」に向けた施策についてであります。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、中高年齢者が希望する年齢まで働くことができる仕組みづくりが求められております。

そのため、中高年齢者を対象としたキャリアプランニングなどを実施するとともに、滋賀労働局をはじめ関係機関・団体とも連携しながら、中高年齢者と



企業とのマッチングを進めてまいります。

加えて、障害のある方がその能力と適性に応じ、自立した生活を送ることができる社会を目指し、発達障害のある高校生や大学生一人ひとりの特性に応じた進路支援の充実を図ることとしております。

次に、重点テーマ「琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」についてであります。琵琶湖の環境につきましては、これまで実施してきた流入負荷対策により、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、依然として、在来魚介類の減少や水草の異常繁茂などの課題に直面しているほか、琵琶湖の水源を涵養する森林では、ニホンジカ被害の増加や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明確化など様々な課題が浮き彫りになっております。

こうした課題を踏まえまして、「琵琶湖環境の再生・継承」を図るための施策として、部局を超えて行政部局と試験研究機関が連携する琵琶湖環境研究推進機構におきまして、喫緊の課題であります「在来魚介類の減少」に対応するため、水系や餌環境の「つながり」の視点から、減少要因を総合的に解明し、在来魚介類のにぎわい復活につなげるための取組を進めてまいります。

加えて、水草対策といたしましては、南湖における水草の異常繁茂に対応するため、新たな刈取船の整備による集中的かつ機動的な表層刈取りや、特に密集した群落を対象とする根こそぎ除去など、対策を充実強化して望ましい水草の状態を目指してまいります。

さらに、琵琶湖流域全体の保全・再生を推進するためには、水源である森林を健全な姿で未来に引継ぐことが重要でありますことから、今定例会議において「琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案」および「滋賀県水源森林地域保全条例案」を上程させていただき、林地取引の事前届出制度の着実な実施や、水源林保全巡視員を設置するとともに、林地境界の明確化に対する支援などにより、県民や下流域の人々に水源林保全の重要性を認識していただけるよう取り組んでまいります。

また、今年度中に策定する「生物多様性地域戦略」の展開を図るため、生態系の保全に着目した「生態系レッドリスト」の作成、里山等を活用した生態系サービスの利用モデルの検討、生物多様性の保全と持続可能な利用を促すため

の活動を評価、認証する制度などの取組も進めてまいります。

「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」に向けた施策といたしましては、運輸部門での温室効果ガス削減に向けて、次世代自動車の普及啓発により、需要喚起を図るとともに、下水熱や再生水について、国民体育大会主会場を含め、利用可能性について検討調査を行うことといたしております。

併せて、滋賀県や琵琶湖における気候変動やその影響を分析、予測し、その影響に適応していくための施策の検討を進めることとしております。

「環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造」に向けた施策についてであります。環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる人材を育成する必要があります。

そのため、環境学習の拠点機能をもつ琵琶湖博物館については、「湖と人間」のよりよい共存関係を考える新たな展示・交流空間を構築するため、C 展示室および水族展示のリニューアルに着手いたしますとともに、琵琶湖博物館の魅力が強力にアピールし、県内外からの誘客につなげる取組を進めてまいります。

また、琵琶湖に触れ合いながら環境学習を実践する場である、学習船「うみのこ」は、就航から31年が経過し、老朽化が進行していることから、平成29年4月の就航を目指して、新船建造を行うこととしております。

新船においては、「探究的な学びの場としての学習船」といった新たな視点を取り入れ、子どもたちが自らの疑問や課題を解決するため、乗船児童が一堂に会して議論のできる場としての学習室や、実験室などの新しい設備を設けることといたしております。

加えまして、機能面においては、「環境負荷の少ない船」いわゆる「エコシップ」であること、また万が一の時には「災害時に活用できる船」としての機能を持たせることといたしております。

第二の視点は、「世界から滋賀へ、滋賀から世界へ」でございます。

この視点においても、3つの重点テーマに沿った施策展開を行うこととして

おり、まず、重点テーマ「滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造」に向けた施策といたしまして、「滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援」についてであります。県内の中小企業には、国内市場の縮小が懸念される中、将来の成長分野への参入や海外市場への展開などが期待されると同時に、地域内の経済の好循環や地域の活性化に役割を果たすことも期待されております。

このため、社会的に大変重要な役割を果たしていただいております“ちいさな企業”の役割や魅力についての情報発信を行い、“ちいさな企業”の活性化に向けて機運の醸成を図ってまいります。

併せて、成長産業の誘致や既存企業のさらなる設備投資を促進し、本県の産業基盤を確固たるものとし、地域経済の継続的な発展につなげるため、本社機能、研究開発拠点、マザー工場といった、末永く滋賀の地で操業していただける事業所を対象にその設置費用の一部を助成する「Made in SHIGA 企業立地助成金」を新たに創設することとしております。

加えて、今回創設いたしますこの助成金におきましては、新たな視点といたしまして、地元新卒者や障害者の雇用に積極的で、ワークライフバランスの推進など女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくりに熱心な企業を対象とすることによりまして、地元により強力にご貢献いただける企業を誘致してまいりたいと考えております。

さらに、地域における創業を支援し、地域の活性化につなげていくため、身近な地域の中で、起業家としての立場から、創業を志す女性や若者等の相談に応じることができる人材の育成を図ってまいります。

また、「これからの時代を切り拓くイノベーションの創出」を行うため、本県における水環境保全への産学官民の取組を「琵琶湖モデル」として発信し、滋賀の地をウォーターバレーとして、関連する技術や製品、情報、企業や大学等研究機関の集積を目指しますとともに、ビジネスプロジェクト等の創出・展開を図り、国内外の水環境課題の解決を目指す滋賀ならではの成長産業を育成してまいりたいと考えております。

さらに、聴覚・コミュニケーション医療センター事業を実施することにより、県内の健康医療産業の振興などに向けて、産・学・官・医療の連携により聴覚

器医療に係る機器・治療薬の開発などを目指します。

加えて、県内で経済循環を促進する視点から、商工関係団体と協働し、企業間のマッチング等を行い、県内企業が持つ様々な技術や商品、サービス、あるいは、地場産業や地域固有の資源をつなぎ合わせることで、暮らしの安全・安心や地域の魅力創造につながる新たなビジネスモデルを創出してまいります。

また、「地域主導による「地産地消型」「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり」に向けた施策についてであります。新たなエネルギー制約に直面する中、エネルギー自給率の向上に向けて、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、省エネ・節電の徹底、エネルギー関連産業の振興等の総合的な取組が求められております。

このため、中小企業者による省エネ・創エネ設備の導入に対する支援を行うほか、琵琶湖のヨシなどを用いた高性能な蓄電池材料を作製するための技術開発などを行うこととしております。

次に、重点テーマ「豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信」に沿った施策展開についてであります。まず「滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり」におきましては、農林水産業従事者の減少や高齢化等が進行しており、生産の場であるとともに多面的機能を有している農山漁村地域の活力の維持向上が課題となっております。

このため、米価の低迷や農家数の減少、高齢化など大きな転換期を迎える中、力強い農業と魅力ある農村の構築に向けて、集落の皆様が、現在策定しております地域農業戦略指針を活用し、自らの課題を認識し、目指す姿の実現に向けた活動を行えるよう、モデル集落の育成など、農業者と関係者が一体となった取組を展開してまいります。

次に、「滋賀のブランド力向上と地産地消の推進」についてでございますが、本県には、琵琶湖や豊かな歴史文化など、様々な地域資源があり、これまでから産学官が連携して情報発信に取り組んでまいりましたが、民間によるブランド力調査におきましては、依然として低い評価となっております。

本格的な人口減少社会を迎えた今、本県における定住・交流人口を増やしていくことは極めて重要であり、そのためには滋賀という地域そのもののブラン

ド力を高めていく必要がございます。

ブランディングディレクターによるプロデュースのもと、新たな視点から発掘した滋賀の魅力を、県外におけるイベントやWEB等で発信いたしますとともに、人・モノ・情報が集中する首都圏においてしっかりと滋賀の魅力を発信していくための新たな拠点整備を進めてまいりたいと考えております。

また、伝統野菜や地域特産野菜を中心に「近江の野菜」を振興するため、これらが培われた歴史や食文化などのストーリーを色濃く反映する「漬物」を通じて、食材やその食文化が持つ魅力を発信してまいります。

併せて、国民一人当たりの年間米消費量が平成15年には61.9kgであったものが平成25年には56.9kgと大幅に減少していることなども踏まえ、関係団体等との幅広い連携のもと、近江米の消費拡大に向けた県民運動を展開してまいります。

また、「滋賀ならではの」の特色を活かした、魅力あふれる観光の創造に向けた施策といたしましては、観光ブランド「ビワイチ」の一層の定着を図るため、地域と連携して魅力ある観光素材「ビワイチマテリアル」の開発を進めるとともに、市町や観光関連団体、観光事業者などと連携して、全国的な認知度向上が期待できる大型観光キャンペーンの実施に向けた準備を進めることとしております。

次に、重点テーマ「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造に沿った施策の展開についてであります。まず「東京オリンピック・パラリンピックで元気な滋賀づくり」に向けまして、その開催効果の本県に取り込むため、事前合宿の誘致活動を展開することに加え、本県ゆかりのトップアスリートやプロスポーツチーム等と県民が交流する機会の提供、スポーツに関する情報を一元的に発信するポータルサイトの構築など、全ての県民がスポーツの「する」「みる」「支える」に参画できるよう、スポーツの魅力を総合的に発信してまいります。

併せて、全国展開が予定されております文化プログラムを本県文化の魅力を世界に向けて発信できる絶好の機会と捉え、滋賀らしいプログラムの推進に向けて準備を進めてまいります。

「地域を元気にする文化振興と「美の滋賀」づくり」に向けましては、これまでの「美の滋賀」づくりの取組により、近江八幡市のBIWAKOビエンナーレ、高島市の風と土の交藝といった、アートや暮らしの中にある美の資源を活用して地域を元気にする活動が育ちつつあり、これらの活動を支援し、ネットワーク化と広域展開を促進することで、発信力のある新たなアートプロジェクトへの展開を目指してまいります。

また、近代美術や現代美術、仏教美術やアール・ブリュットなどの美の資産を見出し、将来に確実に引き継ぐとともに、その魅力を凝縮して発信する拠点として、新生美術館の整備を着実に進めてまいります。

「県民が元気になるスポーツ振興と県民総参加による国体・全国障害者スポーツ大会の開催」に向けましては、2024年に開催を予定しております国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の主会場となります彦根総合運動場一帯の公園整備に係る基本設計に着手いたしますとともに、会場地選定や広報・県民運動の展開を通じ、「みんなでつくる国体、全国障害者スポーツ大会」の実現を目指します。

また、競技力向上に向けましては、次代、次の時代を担うジュニアアスリートの発掘・育成や特殊競技用具の充実などを図りますとともに、障害者スポーツの振興に向けて、福祉・教育・スポーツ関係者等の連携による障害者スポーツ推進の体制づくりやノウハウ作成に関する実践研究などを行ってまいりたいと考えております。

最後に、第三の視点であります、「大規模災害などへの備え」の視点でございます。

この視点のもとでは、重点テーマ「人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現」に沿った施策を展開することとしており、まず、「交通ネットワークの充実と社会インフラの戦略的維持管理」を図るための施策といたしまして、「県内産業の活性化と地域文化の交流」、「誰もが安心・安全に暮らせる優しい県土の実現」、「環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造」、「地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出」という道路整備マスタープランに掲げます4つの政策目標の達成に加え、災害時に備えるといった観点からも道路整備を着実にやっていくこととしております。

また、JR湖西線沿線の津市、高島市、長浜市の3市や関係団体等の皆様と連携いたしまして「湖西線広域観光キャンペーン」に取り組むとともに、沿線企業のエコ通勤の促進や、沿線企業による「湖西線サポーター企業連合」の結成により、地域の暮らしと産業の生命線である湖西線の利便性の向上に取り組んでまいります。

さらに、高度経済成長期に開発された住宅団地において、空き家の増加や高齢化の進行により、団地の荒廃が進む恐れがある中、このような住宅団地を重要な社会インフラとして捉え、団地内にある空き家を子育て世帯向けにリノベーションする民間事業者を支援することにより、「社会インフラの戦略的維持管理」につなげてまいりたいと考えております。

「災害に強い県土づくりと自助・共助による地域防災力の向上」への取組といたしましては、近年、全国で洪水被害が頻発し、本県でも平成25年の台風18号などにより被害が発生しており、洪水を安全に「ながす」基幹的対策として、河川整備の着実な推進を図ってまいります。

併せて、流域治水の推進に関する条例に基づき、「地先の安全度」を基礎情報とし、県内各地域で地区の特性に応じた避難計画などの策定に対して支援を行い、「水害に強い地域づくり」を進めてまいります。

また、甚大な被害をもたらす土砂災害から県民の皆様を守るため、土砂災害危険箇所や避難の重要性について、砂防副読本などを活用し、住民の理解促進を図り、基礎調査や土砂災害警戒区域の指定を円滑に進めてまいりたいと考えております。

さらに、風水害や地震といった自然災害のほか、原子力災害、テロ、感染症、家畜伝染病など、近年ますます多様化・複雑化する危機事案に、迅速かつ的確に対応するとともに、自助・共助による地域防災力の向上を図るため、平成27年度中の供用開始に向けまして、危機管理の拠点となる危機管理センターの整備を進めてまいります。

「犯罪の起きにくい社会づくりと事故のない交通環境の構築」に向けた施策といたしましては、近年社会的問題となっております「振り込め詐欺」から高齢者を守るため、県内老人クラブと連携し、高齢者による高齢者への防犯指導を行うとともに、詐欺防止機器の貸与など、効果的な振り込め詐欺防止対策を

推進してまいります。

また、児童生徒などの交通安全を図るため、通学路等の歩道整備やカラー舗装等の交通安全対策を実施いたしますとともに、交通事故死者の大きな割合を占めます高齢者の交通安全対策にも取り組んでまいります。

以上、一般会計にかかります主な施策の概要を申し上げましたが、このほか、特別会計は、13会計で2,156億9,724万7千円、企業会計は3会計で393億3,340万円を計上しております。

3つの視点のもと、7つの重点テーマに沿って各種施策を展開していくこととしておりますが、これらを実効あるものとして推進していく上で重要となりますのは、県民の皆様との「対話と共感、協働」でございます。

県政を取り巻く様々な課題を乗り越えていくためには、まずは、これらの課題を県民の皆様と共有し、「対話」を基本に、「共感」を生みだし、「協働」が進むような行政経営、いわば「県民主役の県政」を実現していく必要がございます。

新たに策定いたします行政経営方針におきましては、経営理念に「対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現」を掲げることとしており、人材や組織、施設、情報といった県の経営資源を活かしながら、さらに磨きをかけ、県庁力の最大化を図り、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

「春の月 照らせ先先 初予算」

これは、私が、予算案公表の朝、木之本杉野から県庁への通勤途上、賤ヶ岳の上に輝きます満月を眺めながら詠ませていただいた一句でございます。

時代の大きな転換期を迎え、将来への不安に包まれている県民の皆様にとって、今回編成いたしました予算案が、夢や希望に満ちた未来を指し示す光となるよう、全身全霊をもって、努めてまいる所存でございます。

次に、滋賀県基本構想案について申し上げます。



本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、大規模な地震災害やエネルギー政策などへの不安の高まり、異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、本県を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、長期的な視点から将来を展望して効果的に施策を展開していくため、新たな基本構想を策定しようとするものでございます。

提案いたしております基本構想案におきましては、基本理念として「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を掲げております。

「新しい豊かさ」とは、「自分」の豊かさだけでなく、「今」の豊かさだけでなく、「もの」「お金」の豊かさだけでもない、「みんなが将来も持続的に実感できる「心」の豊かさ」であり、それぞれの豊かさがつながり・調和していくものと捉えております。

近江商人の三方よしの精神、環境との共生、我が滋賀県は古来、こうした豊かさを先進的に追及、創造してまいりました。

この「新しい豊かさ」を県民の皆様とともに追求していくことで、誰もが豊かさを実感できる滋賀の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、この基本理念の実現に向けて、「ひと」、「地域の活力」、「自然・環境」、「県土」、「安全・安心」という5つの視点から、ほぼ一世代後となる平成52年、2040年頃の目指す姿を描くとともに、平成27年度から平成30年度までの4年間に、時代の流れを見据え、先駆的、重点的に取り組むべき政策として、さきにご説明申し上げたように7つのテーマを掲げさせていただいております。

新たな基本構想を、これからの県政の総合的な推進のための指針として、県民の皆様と理念を共有し、ともに取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、「水源林保全のための仕組みづくり」に向けた、「琵琶湖森林づくり条例」の一部改正および「滋賀県水源森林地域保全条例」の制定について申し上げます。

森林が、琵琶湖の水源として、大変重要な役割を担っていることを踏まえて、

森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、本県では、平成16年に「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、滋賀の森林づくりを推進してまいりました。

しかしながら、近年、他道県で問題となっております目的不明な森林の取得や、森林に甚大な被害を及ぼしているニホンジカの増加、また、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の伐採など、新たな課題も生じてきております。

このような課題に対応するため、「水源林保全のための仕組みづくり」に向け、森林審議会において、ご審議いただき、昨年9月に答申をいただいたところでございまして、今般、この答申を踏まえて、「琵琶湖森林づくり条例」の一部を改正するとともに、新たに「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定しようとするものでございます。

まず、「琵琶湖森林づくり条例」の一部改正におきましては、森林の土地の境界の明確化の推進や、鳥獣対策の推進、巨樹・巨木等のある森林の保全や水源かん養機能の維持・増進のために県が必要な措置を講ずることを規定いたしております。

併せて、森林の水源かん養機能の維持・増進のための必要な措置として、森林の土地取引について土地所有者等から事前に届出をしていただく手続等を定めた「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定しようとするものでございます。

琵琶湖の水源である森林は、世代を超えて共有すべきかけがえのない財産であります。

県民誰もが、将来にわたって、水源かん養や地球温暖化防止、木材生産など森林からの恵みを享受できるよう、今回の条例の一部改正と新たな条例制定を契機として、健全で活力ある森林づくりに全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の制定について、申し上げます。

薬物の濫用は、個人の健康上の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらしてきたところでございます。

近年では、危険ドラッグの使用による健康被害が増加していることに加え、

その使用者による犯罪、他人を巻き込む交通事故等による2次的被害が発生するなど深刻な社会問題となっております。

国においては、危険ドラッグ等薬物の濫用の根絶を目指し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正を行い、取締りの強化が図られているところでございます。

こうした状況を踏まえて、本県におきましても、危険ドラッグから県民の皆様の安全・安心を確保するため、独自の措置を講じることが必要であるとの認識のもと、これまで条例の制定に向けた検討を行ってまいりました。

今定例会議に上程いたしております条例案におきましては、薬物の濫用の防止について、県および県民等の責務を明らかにするとともに、県が行います施策の基本となる事項を定め、必要な規制を行うこと等を定めることとしております。

具体的には、「知事指定薬物」の指定や「指定薬物である疑いがある物品等」の使用の禁止、「警察職員への立入権限の付与」、販売店の出店抑制のための「不動産業者との連携」による業者に「売らせない」ための本県独自の規制を定めるとともに、県民に危険ドラッグを「買わせない」ための「教育・啓発」に加え、依存症を有する患者やその家族等からの相談体制、専門的な治療体制の充実等、「依存症を有する患者に対する支援」等を規定することといたしております。

本条例によりまして、「売らせない」、「買わせない」という規制の強化と再濫用の防止を図ることで、県民の皆様が平穩、かつ安心して暮らしていただける社会の実現に寄与することを目指してまいり所存でございます。

次に、滋賀県産業振興ビジョン案について、申し上げます。

産業振興ビジョンは、今後10年を見据え、本県の産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針として策定しようとするものでございます。

人口減少・少子高齢化の急速な進行やグローバル化が進展する中で、本県が持続的な発展を遂げていくためには、付加価値の高いモノやサービスを創出し、国内外の需要を取り込んでいくとともに、地域の中で、人・モノ・資金が活発

に循環する環境をつくり出すことが必要となります。

今回のビジョンにおきましては、こうした考え方のもと、本県経済を牽引する産業として、我が国や世界が直面している課題の解決に貢献する「成長産業」、地域の多様性や固有の資源を活かした「地域の魅力を創造する産業」、暮らしの安全・安心を支える「地域に密着した産業」という3つの産業の振興を図っていくこととしております。

併せまして、大きな潜在力として期待される若者や女性・高齢者などが、いきいきと働くことのできる雇用の場を創出することで、県民一人ひとりが豊かさを実感できる滋賀を目指してまいりたいと考えております。

そのため、本県の有する強みを最大限に活かし、多様な主体のつながりの中から、「イノベーション」、つまり、新しい価値の創造に重点的に取り組んでいくこととしております。

新たな基本構想において基本理念として掲げようとしております「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」を実現するためには、その基盤となる経済の活性化と雇用の維持・拡大が何より重要であります。

このビジョンを、企業や県民の皆様をはじめ、大学や金融機関等との共通の指針として、国や市町等との連携・協力のもと、「世界にはばたく成長エンジンと地域経済循環の絆で形づくる滋賀発の産業・雇用の創造」に向け、精一杯取り組んでまいり所存でございます。

次に、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」の検討状況とその後の対応について申し上げます。

琵琶湖大橋有料道路のあり方につきましては、昨年8月に学識経験者や地元行政職員などに加えて、経済界および道路利用者団体にも参画をいただき、研究会を設置し、公開の場で議論を進めてまいりました。

去る2月4日に最終である第5回の研究会を開催したところでございますが、様々なご意見のもと、「建設有料事業を清算する場合」と「建設有料事業を継続する場合」の両論について、それぞれメリット・デメリットをまとめていただいたところでございます。

また、市長会との意見交換におきましても、現在でも周辺道路が渋滞している状況や、無料化によりさらに交通量が増大することなどを踏まえ、必要な道路整備や維持管理については、当面の間、建設有料事業を継続して対応すべきとのご意見があった一方で、さらに料金を取り続けることについては県民目線で慎重に判断すべきであるといったご意見もいただいたところでございます。

今後、研究会のとりまとめや市長会のご意見等を参考に、議会の皆様とも議論を深め、将来を見据えてしっかりと判断し、県としての方針を出してまいりたいと考えております。

それでは、今定例会議に提出いたしております案件の概要についてご説明申し上げます。

まず、条例案件でございます。

議第18号から21号までは、新たに条例を制定しようとするものでございまして、

議第18号は、先ほどご説明申し上げたとおり、薬物の濫用の防止に関して、

議第19号は、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、法に基づく命令等に違反した場合の罰則について定めるため、

議第20号についても、先ほどご説明申し上げたとおり、森林の水源かん養機能の維持・増進のための必要な措置について、

議第21号は、民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を条例で定めることとされたことから、市町の区域ごとの民生委員の定数を定めるため、

それぞれ、条例を制定しようとするものでございます。

議第22号は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備等を行おうとするものでございます。

議第23号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、国から都道府県への事務・権

限の移譲等が行われたことから、関係条例について必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 24 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長とを一本化した新教育長が設置されることとなったことから、関係条例について規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 25 号は、エネルギーに関する事項について知事直轄組織で一元的に対応するとともに、女性の活躍に関する事項について商工観光労働部の分掌事務に追加しようとするものでございます。

議第 26 号は、歯科技工士国家試験が国において実施されることとされたことから、滋賀県歯科技工士国家試験委員会を廃止するとともに、人を対象とする医学系研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項について、調査審議する滋賀県医学系研究倫理審査委員会を新たに設置しようとするものでございます。

議第 27 号は、事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、滋賀県職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第 28 号は、既に市町に移譲している児童福祉法等の事務の一部を権限移譲の対象から除くとともに、新たに追加された生活保護法に基づく介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関の指定等に係る事務を、大津市を除く市に移譲しようとするものでございます。

議第 29 号は、職員の仕事と家庭の両立を支援する観点から、育児時間休暇の取得期間を延長しようとするものでございます。

議第 30 号から 36 号までは、いずれも基金の設置期限について延長しようとするものでございまして、

議第 30 号は、国の地方消費者行政活性化交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、

議第 31 号は、国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の一部の実施期間が延長されること等に伴い、延長しようとするものでございます。

議第 3 2 号から 3 5 号までは、基金事業の終了に伴い、精算に必要な期間について、それぞれ延長しようとするものでございます。

議第 3 6 号は、介護予防の取組のための基盤強化を図る事業を、引き続き、実施することができるよう、延長しようとするものでございます。

議第 3 7 号は、琵琶湖博物館の利用促進のため年間観覧料の引き下げ等を行おうとするものでございます。

議第 3 8 号は、道路交通法施行令の一部改正に伴う運転免許等関係の手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部改正により新設された自転車運転者講習に係る事務の手数料の額等を定めようとするものでございます。

議第 3 9 号は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業が廃止されるとともに廃止に伴う経過措置が設けられたことに伴い、改正を行おうとするものでございます。

議第 4 0 号は、行政手続法の一部改正に伴い、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる手続等が新設されたこと等から、行政手続法と同様の措置を講じようとするものでございます。

議第 4 1 号は、児童福祉法の一部改正に伴い、法に基づく命令等に違反した場合の罰則について定めようとするものでございます。

議第 4 2 号は、先ほどご説明申し上げたとおり、林地境界の明確化の推進等、必要な措置を講じようとするものでございます。

議第 4 3 号は、湖東平野地区国営土地改良事業について、土地改良法の規定に基づく負担金を徴収しようとするものでございます。

議第 4 4 号は、建築基準法の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る平均地盤面からの高さについて指定するほか、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 4 5 号は、福島復興再生特別措置法等に基づく居住制限者および支援対象避難者について、県営住宅の入居者資格の特例措置を定めるとともに、県営

住宅の設置場所について清水団地の用途廃止による取壊しに伴う所要の改正を行おうとするものでございます。

議第46号は、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、滋賀県下水道審議会を設置するとともに、東北部処理区において、東近江市を琵琶湖流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の存する市町としようとするものでございます。

議第47号は、屋外広告物法の規定に基づき、広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務を、景観行政団体である彦根市および甲賀市において処理していただくようとするものでございます。

議第48号は、市町立学校の標準学級数の減少等に伴い、市町立学校の県費負担教職員の定数を改定しようとするものでございます。

議第49号は、「滋賀県立高等学校再編計画」に基づき高校再編を実施し、学校の教育力の向上と地域全体の学校活力の維持向上を図るため、彦根地域および長浜地域における学校統合ならびに教育環境向上のため長浜高等養護学校の設置場所を移転させること等から、改正を行おうとするものでございます。

議第50号は、地方警察職員の定員を改めようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第51号から53号までは、契約の締結について、

議第54号は、権利放棄について

議第55号および56号は、琵琶湖流域下水道湖西処理区および東北部処理区の管理に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて

議第57号および58号は、指定管理者の指定について、

議第59号は、包括外部監査契約の締結について、



議第60号は、滋賀県基本構想の策定について、

議第61号は、滋賀県産業振興ビジョンの策定について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に、議第62号から65号までは、いずれも国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に対応するためのものでございます。

議第62号は、一般会計の補正予算でございまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、「滋賀ならではの」の名物商品や旅行券を割り引いて販売するなど、県外からの消費を喚起する事業や、地方創生の先行型として、人口減少社会を見据えた豊かな滋賀づくりを目指し、特に、雇用創出や産業、観光振興、少子化対策などの中で、早期に効果が表れやすい事業に係る経費などを計上しようとするものでございまして、総額で41億9,704万3千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第63号は、流域下水道事業特別会計の補正予算でございまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、県内企業の水環境ビジネス展開を推進する事業に係る経費を計上しようとするものでございまして、997万2千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第64号および65号は、国の経済対策において、交付金事業の実施期間が延長されたことから、精算に必要な期間も含めて、基金の設置期限を延長しようとするものでございます。

以上でございます。

知事の私をはじめ、2月定例会議も誠意を持って、情理を尽くし臨んでまいり所存です。

何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。